



# 子育てガイド



令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などの  
利用料が無償化

※0歳から2歳までのお子さんがある住民税非課税世帯も対象です。



## 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用

### 対象

- 3歳から5歳までの全てのお子さんの利用料が無償化されます。
  - ・子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額25,700円までの利用料が無償化されます。
  - ・無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。
  - ・通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園を利用している方は、無償化の認定を受ける必要があります。詳しくはお問い合わせください。

- 0歳から2歳までのお子さんがある住民税非課税世帯も利用料が無償化されます。

### 対象となる施設・事業

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

※地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

## 幼稚園の預かり保育を利用

### 対象

- ・無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」(注1)を受ける必要があります。
- ・幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

## 認可外保育施設などを利用

### 対象

- ・無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」(注1)を受ける必要があります。
- ※保育所、認定こども園などを利用できていない方が対象となります。
- ・3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯は月額42,000円までの利用料が無償化されます。

### 対象となる施設・事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、簡易保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育などを指します。

※認可外保育施設が国の基準を満たしている場合、利用者は無償化の対象となります。ただし、国の基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間で無償化の対象となります。

(注1)「保育の必要性の認定」の要件については、就労などの要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。詳しくはお問い合わせください。

## 就学前の障害児の発達支援を利用

障害児通所サービスのうち、次のサービスの利用者負担が無償になります。

児童発達支援	医療型児童発達支援	居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設

期間 満3歳になって初めての4月1日から小学校入学前までの3年間

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません

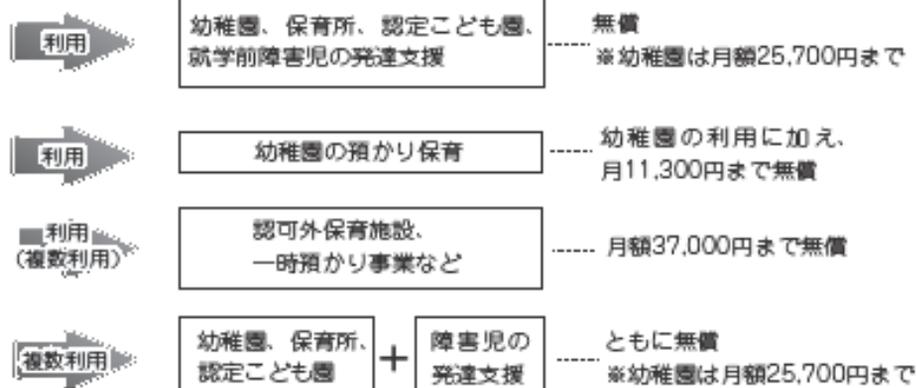
現在、市から支給決定を受けている対象児童の保護者には、9月末を目途に個別に通知を郵送します。9月以降の決定においては、対象児童である旨を受給者証に記載します。

※放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため、無償化の対象となりません。

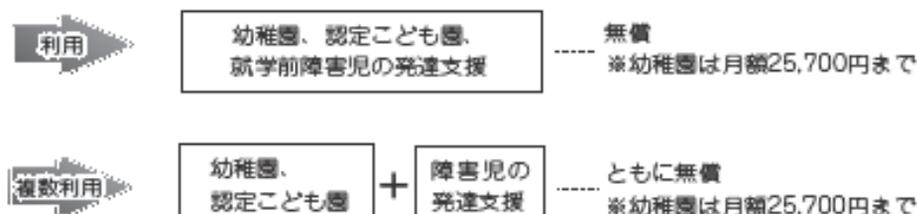
※利用者負担額以外の費用(医療費や食費など、現在実費で負担しているもの)は引き続き必要です。

## 幼児教育・保育の無償化の主な例

保育の必要性の認定事由に該当する方  
3歳～5歳  
(共働き、シングルで働いている家庭など)



保育の必要性の認定事由に該当しない方  
3歳～5歳



0歳から2歳までの住民税非課税世帯も上記と同様の考え方で無償化の対象となります(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)

## 問合せ先

- 保育所・幼稚園などの無償化に関することについて  
各幼稚園及び保育幼稚園課入所運営担当(2階④番窓口) ☎939・1126
- 就学前の障害児の発達支援の無償化に関することについて  
福祉総務課障害者福祉担当(1階①番窓口) ☎939・1106

## 公立保育所の食材料費(副食費)

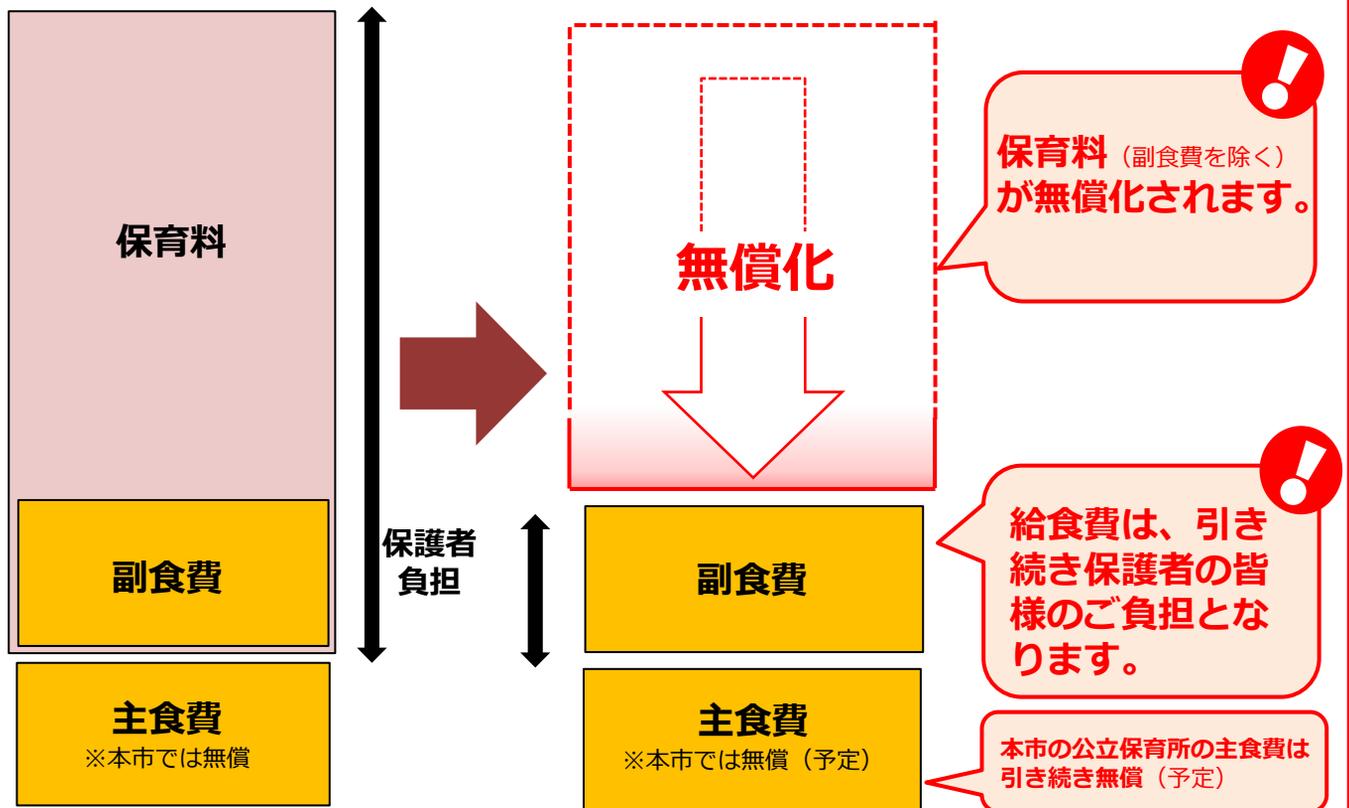
### 【対象者・利用料】

- 3歳から5歳児までの子どもたちの食材料費
- **保育所の給食の材料にかかる費用(副食費)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となる**ことが、国で決定されました。  
※年収360万円未満相当世帯と全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食の費用が免除されます。

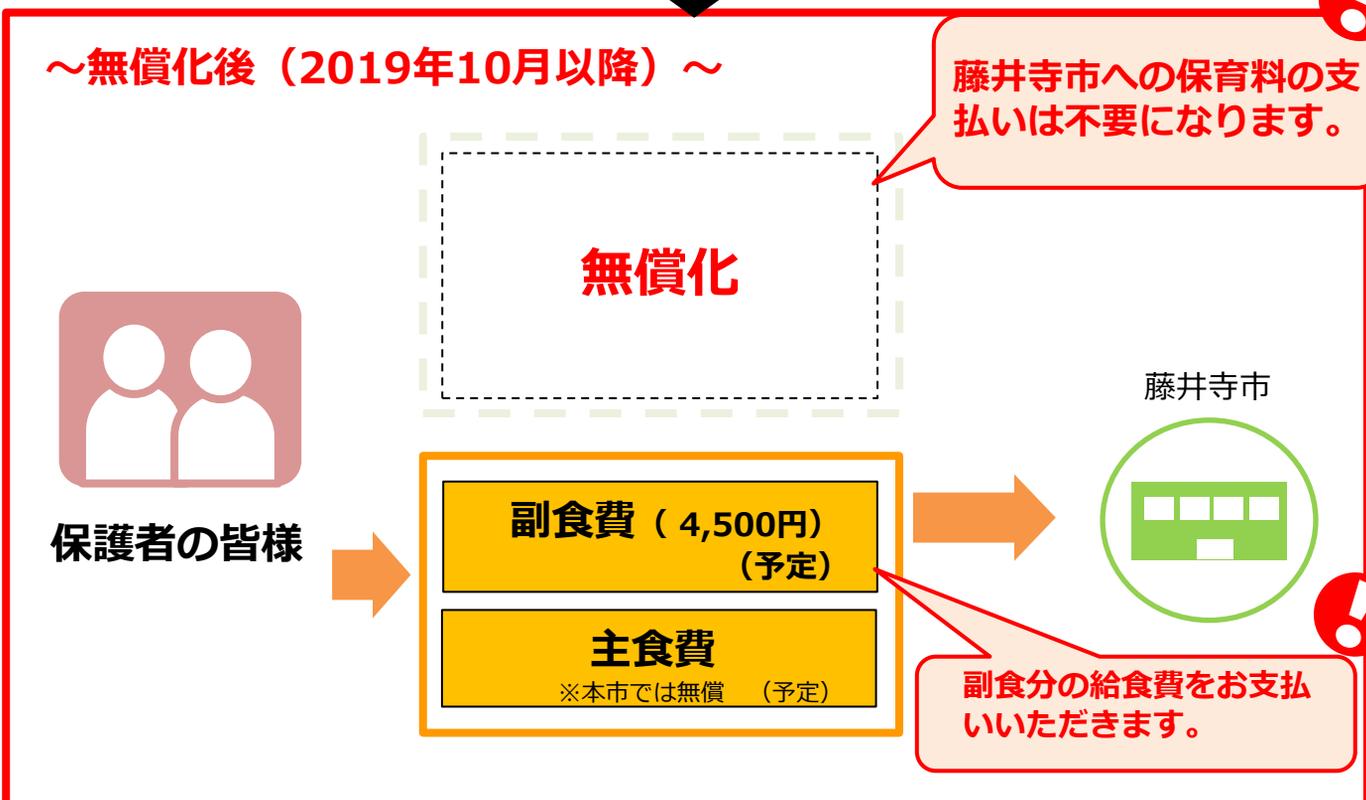
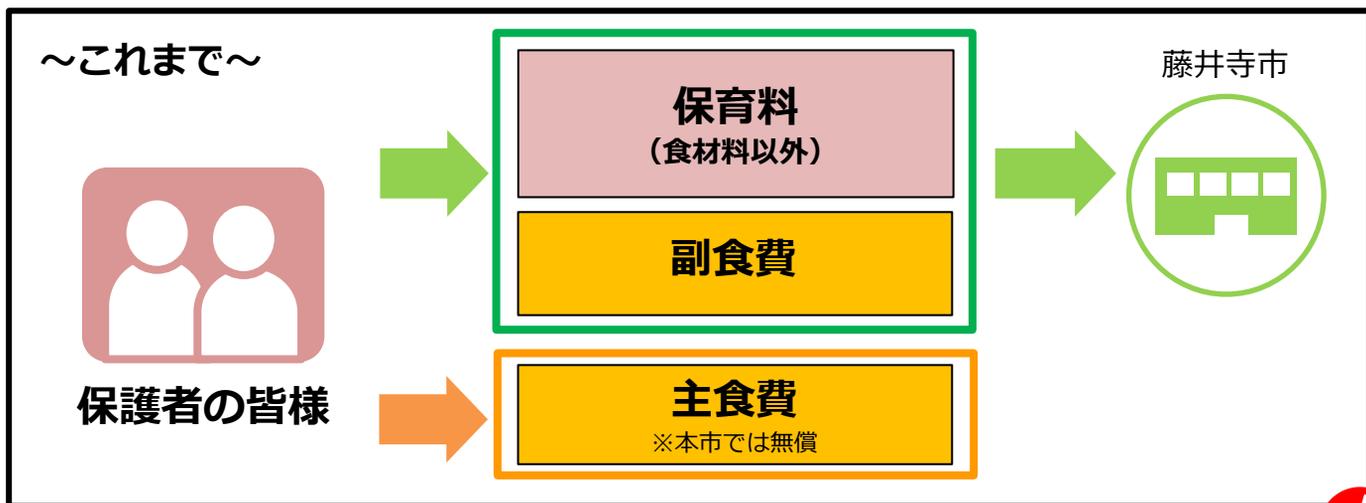
(詳細は右面をご覧ください。)

～これまで～

～無償化後(2019年10月以降)～



- 現在、3～5歳児の給食費分は、
  - ・主食（お米など）分については無償、
  - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）藤井寺市にお支払いしていただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。無償化に伴い、**今後は、副食分の給食費をお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問合せ先：藤井寺市こども・健康部 保育幼稚園課  
TEL072-939-1126